

論文審査の結果の要旨

申請者氏名	なかむら そう
	中村 壘

日本の近世社会では土地取引の際に証文が広く作成された。現存する土地取引証文を用いて、これまで地主制研究および在地の土地取引慣行に関する実証研究がなされてきた。本研究は、とくに、土地取引証文の表題および契約文言に着目した。近年、表題と契約文言の表記に乖離がみられる事例が分析されており、両者を同時に分析してはじめて、土地取引の実態にせまることができると考えたからである。本研究は、両総地域の2つの地主家を事例として取り上げ、土地取引証文の表題及び契約文言を、支配権力との関係によって規定される部分と百姓同士の関係によって規定される部分の2局面において分析した。

第1章では、近世支配権力及び土地取引証文に関する研究史を整理した。これまでの研究は、土地取引証文の表題と契約文言が永代売買を禁じた支配権力の政策に逆らわない範囲で選択されていたことを明らかにしている。ただし、それらの研究が対象としている支配権力は、将軍や大名のような「上位領主」であり、旗本に代表される「下位領主」を含めた議論はなされてこなかった。本研究は、「下位領主」の政策が土地取引証文の表題と契約文言に影響を及ぼす可能性があることに着目した。近世の両総地域には、旗本領が広範に分布しており、この視点からの研究に適している。さらに、近年の在地における土地取引慣行に関する研究は、土地取引の際の百姓間の契約が慣習法的な効果を有していたことを明らかにしている。土地取引証文の表題及び契約文言の分析に際しては、在地の百姓同士の関係も議論に含める必要があることを指摘した。

第2章は、近世両総地域の概要を、農業生産と地主制を中心に述べた。近世期、両総地域は生産力が低く、米作中心の地域であった。巨大地主が成立することもなかった。質入人からの請戻し請求や知行主の圧力により、地主は質取地を手放すことが多く、両総地域における地主的土地所持は未成熟であった。しかし、在地地主として土地を集積する動きがわずかながらもみられた。

第3章は、相給知行主と村落共同体との関係を分析した。ひとつの村を複数の知行主が分割して支配する相給村においては、百姓の生活及び生産は個別の知行所で完結せず、集落や村落共同体の存在を必要とした。ところが、個別の知行主には、集落や村落全体を掌握する術がなかった。法度を知行主の連名で村に発布した例にみられるように、知行主は自分自身の知行所支配を第一としつつも、他の知行主と共同して、集落及び村落全体を空間として把握することを試みたのである。

第4章では、下総国香取郡鏑木村（現千葉県旭市、旧香取郡干潟町）の平山家の土地取引文書を分析対象とした。まず、支配権力との関係によって規定される土地取引証文の表

題及び契約文言について分析した。近世中期、村内の知行主が旗本に限られ幕府領が存在しなかった時には、幕府法が禁止していた売渡証文が作成された。このことから、下位領主による独自の土地政策が存在したことが明らかとなった。その後、幕府領が鎌木村内に設定されると、売渡証文は流質地証文を装った事実上の売渡証文へと変化した。以上のことから、平山家の土地取引は、相給知行主のなかに幕府代官が存在する場合は幕府法の制約を受け、幕府代官が存在しない場合は旗本の地頭法による制約を受けていたことを明らかにした。

つづいて、百姓同士の関係によって規定される土地取引証文の形式について分析した。平山家が質取人となった質流地において、困窮した質入人に質流地を返還した事例がある。質入人の生活を犠牲にしてまで、平山家は土地の所持権を強く主張することができなかつたのである。質取人の質流地に対する所持権が不安定であったために、平山家は、所持権が強固なものとなる売渡証文による土地取引に可能な限りこだわったのである。

第5章では、上総国山辺郡台方村（現千葉県東金市）の前嶋家の土地取引証文を分析した。前嶋家は、所持権が強固なものとなる譲地証文を多用した。譲地証文は、近世前期には永代売買禁令違反として処罰の対象とされたが、中期以降は、禁令適用が曖昧なものへと変化した。そのため前嶋家は、支配権力の意向に沿えると自ら判断し得たときに限って譲地証文を用いた。譲地証文により取得した土地は、前嶋家の知行主（旗本家）の知行地に多くみられ、かつ取引の相手は他村の百姓であった。前嶋家は、村役人として「村の土地は村へ戻し、村人が所持すべし」という大義名分の下で、それらの土地取引は知行主の意向に沿う行為であると判断して、譲地による土地の所持権獲得を進めたのである。

以上、本研究においては、両総地域の2つの地主家に残された土地取引証文を分析対象として取り上げて、証文の形式が、支配権力との関係および百姓同士の関係という2つの局面によって規定されていることを明らかにした。この分析成果は、学術上、応用上資するところが少なくない。よって審査委員一同は、本論文が博士（農学）の学位論文として価値あるものと認めた。